

発 言 通 告 書

発言者氏名	中川さおり
発言の会議	令和8年 8月28日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、一問一答
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

Ⅰ 議案第87号 重度障害者等福祉手当条例中改正について

(1) 本条例改正の目的及び必要性について

ア 本改正は、現在の重度障害者等福祉手当制度そのものを見直す必要があると判断したために行うものなのか、それとも、今後新設・拡充する障害福祉施策の財源を確保するために行うものなのか、目的を伺う。

イ 物価高騰が続いている中で、なぜ今、障害のある方に支給している手当を減額する必要があるのか、具体的な理由を伺う。

ウ これまで所得制限を設けていなかった市独自の福祉手当に、新たに所得制限を導入する必要性についても併せて伺う。

(2) 手当の削減額と障害福祉施策の充実との関係について

ア 市は受給者への説明資料において、本改正による年間約1億2,100万円の削減額と、今後充実するとしている障害福祉施策を併せて示している。この削減額と各施策の充実には、財源上どのような関係があるのか伺う。

イ 本手当を維持したまま、国や県の財源を最大限活用するとともに、必要な一般財源を別途確保して、これらの福祉施策を充

実させることを検討したのか。検討したのであれば、その内容と、最終的に手当の減額という方法を選択した理由を伺う。

(3) 受給者への影響及び当事者の理解について

ア 手当の減額や所得制限の導入によって、障害のある方の実際の生活にどのような影響が生じるのかということについて、具体的な検証を行ったのか伺う。

イ 本手当が、障害のある方の生活の中でどのような役割を果たしてきたのか、その役割をどのように検証した上で、今回の減額を決定したのか伺う。

ウ 受給者や御家族等から、どのような意見が寄せられたのか。そして、それらの意見を市はどのように受け止め、今回の条例改正にどのように反映したのか伺う。

エ 制度変更について、受給者等から十分な理解が得られていると認識しているか。得られていないのであれば、それでもなお、令和9年4月からこの制度変更を実施する必要があると判断した理由を伺う。